

## 条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十一号

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「これ」を「当該書類（イに掲げる書類（定款等を除く。））については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第十条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 指定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。

第十三条第一項中「書類」の下に「（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる書類を提出することを要しない。

一 指定特定非営利活動法人が知事所轄法人であつて法第二十九条の規定により事業報告書等を提出している場合 当該事業報告書等

二 既に知事に提出されている前条第二項第二号に掲げる書類の内容に変更がない場合 当該書類

第十四条中「、これ」を「、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）」に改める。

第十八条第二項第四号中「第十条第五項」を「第十条第六項」に改める。

### 附 則

1 この条例は、令和三年六月九日から施行する。

2 改正後の第十三条第一項の規定は、埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手

続等に関する条例第二条第二項に規定する指定特定非営利活動法人（以下「指定特定非営利活動法人」という。）がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、指定特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。